

1. 本事業の再評価について

1) ダム事業の検証について

平成 21 年 12 月 25 日に、国土交通大臣より「新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方」が示され、三峰川総合開発事業(戸草ダム)が検証の対象とされた。

また、平成 21 年 12 月 3 日に、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が発足し、検証に係る検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸及び総合的な評価の考え方等が検討され、平成 22 年 9 月 27 日に、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」として提示された。

これを受け、国土交通大臣より、中部地方整備局長あてに、三峰川総合開発事業(戸草ダム)の検証に係る検討を進めるよう指示されるとともに(平成 22 年 9 月 28 日付け国河計調第 6 号)、河川局長より、中部地方整備局長あてに、今般定める「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について」(平成 22 年 9 月 28 日付け国河計調第 7 号)に基づき、検証に係る検討を進めるよう通知された。

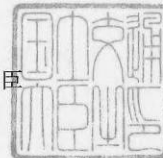


国 河 計 調 第 6 号

平成22年9月28日

中部地方整備局長 殿

国 土 交 通 大 臣



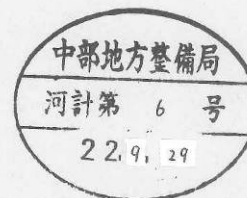
ダム事業の検証に係る検討について

貴職におかれては、下記のダム事業について検証に係る検討を進められたい。

なお、このたびの検証に当たっては、事業の再評価の枠組みを活用することとする。その詳細については別途通知する。

記

(事業名)	(施設名)
・三峰川総合開発	戸草ダム
・新丸山ダム	新丸山ダム
・設楽ダム	設楽ダム
・木曽川水系連絡導水路	木曽川水系連絡導水路





国 河 計 調 第 7 号

平成22年9月28日

中部地方整備局長 殿

国土交通省河川局長



ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について

ダム事業の検証に係る検討に関しては、平成22年9月28日付「ダム事業の検証に係る検討について」により国土交通大臣から指示しているところであるが、詳細について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」を別添のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、本細目に基づき、ダム事業の検証に係る検討を進められたい。



2)本事業への実施要領細目の適用について

三峰川総合開発事業への工業用水及び発電参画については平成 13 年 7 月 18 日に、長野県知事よりダム使用権設定の取り下げ申請がなされた。なお、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣より指示があったことから、あらためて、平成 23 年 1 月 28 日付けで国土交通省中部地方整備局長より長野県知事に利水参画継続の意思の確認等を要請し、平成 23 年 2 月 14 日に参画継続の意思がない旨の報告がなされている。

22経第266号
 22企本第361号
 平成23年（2011年）2月14日

国土交通省 中部地方整備局長 様

長野県知事
 

三峰川総合開発事業への利水参画継続の意思の確認等について

平成23年1月28日付け国部整河計第38号で依頼のありましたこのことについて、別添のとおり報告します。

(別 添)

1. ダム事業参画継続の意思、必要な開発量
 ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要かについて、ご報告下さい。

事業対象	工業用水	発電
参画継続の意思	なし	なし
必要な開発量	— m^3/s	— m^3/s

また、天竜川水系においては、平成 21 年 7 月に「天竜川水系河川整備計画」が策定され、「河川の整備の実施に関する事項」として、下記のとおり定められている。

- 災害の発生の防止又は軽減のための河川整備については、上流部では伊那・伊北地区の樹木伐開や河道掘削、鷲流峡付近の河道掘削、美和ダム等の洪水調節機能の強化により水位低下を図る。また、堤防整備や護岸整備、浸透対策等による堤防の強化を行う。

なお、戸草ダムについては、今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討する。

- 流水の正常な機能を維持するため、許可水利権の更新時における適正な見直しや慣行水利権の積極的な許可水利権化とともに、水利秩序に配慮しつつ関係機関と調整・協議のうえ総取水量表示等の水管理を行い、水利用の合理化を推進することで正常流量の一部を回復するように努める。

以上を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5 その他2 を適用し、事業を中止する方向で三峰川総合開発事業（戸草ダム）の検証を行う。次章以降に、従来からの手法によって行った検討について述べる。